

新規就農者（個人）が農地を買う・借りるには

※対象農地が山村地域等の場合

令和8年 6月1日
豊田市農業委員会
電話：0565-34-6639
FAX：0565-33-8149

山村地域等：旭・足助・稲武・小原・下山地区及び
高橋・猿投台・石野・松平・藤岡地区の一部（矢並・西広瀬・東広瀬・中金・上鷹見・幸海・滝脇・豊松・御作小学校区）

所有農地や営農の状況によって異なる場合がありますので、必ず事前相談をお願いします。

スタート

買って耕作する場合

借りて耕作する場合

あいち豊田農協（本店営農企画課、各営農センター）で、耕作する農地の貸し借りの申出をお願いします。

取得する農地の面積は1,000㎡未満か？

いいえ

はい

農家要件があるか？

（1,000㎡以上の農地を世帯で耕作している。農作業従事日数が60日/年以上あり、農業経験が十分ある。）

はい

あいち豊田農協（本店営農企画課、各営農センター）で、耕作する農地の貸し借りの申出をお願いします。
面積：1,000㎡以上

いいえ

以下のいずれかに該当し、農業に関する知識・経験があるか？

- ①農ライフ創生センターの担い手づくりコース、桃・梨専門コースの修了生である。
- ②JAあいち豊田の施設園芸研修の修了生である。
- ③農業高等学校・農業大学校等の卒業生である。（農業系の学科に限る）
- ④認定農業者、認定新規就農者である。

はい

通常、3年の耕作経験が必要だが、期間短縮を希望するか？

いいえ

はい

農業委員等によるフォローアップ
※詳細は別紙

3年耕作後
本人による申出

いいえ

通常、5年の耕作経験が必要だが、期間短縮を希望するか？

いいえ

はい

農業委員等によるフォローアップ
※詳細は別紙

5年耕作後
本人による申出

事前審査会（農業委員との面談）

※承認されなかった場合
審査会で決められた年数を耕作し再度面談

承認された場合

農地法第3条による所有権移転の許可申請

許可

法務局にて許可書添付の上、所有権移転登記が出来ます。

所有農地が1,000㎡未満までは農家要件がなくても、3条申請ができます。
例：1回目申請900㎡、2回目申請100㎡の場合、1,000㎡を超える2回目の申請時は農家要件が必要。

事前査会は、毎月月初3営業日に受付を行い、原則、1か月以内に開催します。

農地法第3条の許可を経て所有権を取得したら、農地以外の利用はできません。

(別紙)新規就農者(個人)が農地を買う・借りるには ※山村地域等におけるフォローアップについて

●フォローアップの流れ

